第6回大分市自治基本条例検討委員会

平成21年6月29日(月)14時から 大分市役所第二庁舎 6階 大研修室

次 第

- 1. 開会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 議事
- (1) 議会基本条例制定後の状況等について
- (2) 自治基本条例について (フリートーキング)
- (3) その他
 - ・第7回検討委員会の開催等について 他

議会基本条例制定の目的等について

| 前 | 文 | ・市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえるものとする。 | |
|-------------|---------------|--|--|
| 目 | 的 | ・市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市 民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の 本旨に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、もって市民福祉の 向上及び市政の発展に寄与する。(第1条) | |
| 見直し・変更を行った点 | 議会及び議員に関するもの | ①「委員会において、原則として討論の前にその場を設け、議員相互の自由討議に努める」とし、平成21年第2回定例会より、委員会に自由討議の場が設けられるようになった。(第2条第2項、第3条第1項、第10条) ②議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議会に議会活性化推進会議を設置した。(第16条第2項) ③平成19年10月10日に市民本位の立場で会派を超えた政策研究に取り組み、政策的条例を策定するため、議員政策研究会を設置したが、これを議会基本条例に規定した。(第16条第1項) | |
| | 市民と議会に関するもの | ①委員会の傍聴を許可制から原則公開制に改めた。(第5条第1項、2項) ②平成21年第2回定例会より、請願、陳情の提出者から意見を聴く機会を設けた。(第5条第3項) ③市民との意見交換会の開催(第5条第4項) ④議会だよりの見直しを行い、議会活動を分かりやすく、親しみやすく伝えるよう紙面構成を改め、写真の活用、議会としてのメッセージ等を盛りこみ、8月1日号から新たに発行することを予定している。(第5条第5項) ⑤委員会の懇談会の実施(第11条第3項) | |
| | 市長等と議会に関係するもの | ①平成21年第2回定例会より、一問一答方式等を導入した。(第7条第1項) ②平成21年第2回定例会より、本会議や委員会において、より議論を深めることを目的として、議員の質問等に関し、市長等が議員へ反問できることとした。(第7条第2項) ③政策等の監視及び評価として、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等を含む議案が提案されたときは、詳細な情報を求めることとした。(第8条第1項) | |

<u>資料 2</u>

自治基本条例制定の目的・効果等について(発言メモ)

| | 制定する目的(何のために) |
|----|---------------------------|
| | |
| | |
| | |
| 2. | 制定することによって何が変わるか(以前と比べ何が) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |